# 定款

一般社団法人日本アスリートライフサポート協会

一般社団法人日本アスリートライフサポート協会定款

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本アスリートライフサポート協会と称し、英文では Japan Athlete Life Support Association(略称 JALSA)と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

- 第3条 当法人は、スポーツ現場における救護、その知識や技術の普及、アスリートの競技内外でのサポートを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。
  - (1)スポーツ現場において受傷・発病・発症したアスリートに対する救護活動およびその支援
  - (2)スポーツ現場における基本的救急処置技術の普及
  - (3)アスリートの健康維持増進を図るための知識の普及及び日常的な健康管理指導
  - (4)上記(1)(2)(3)を指導するインストラクター、技術者等の育成
  - (5)スポーツ現場における救護活動に関わる各種商品の企画、製造、販売及び輸出入
  - (6)スポーツ救護やアスリートの健康維持に関わるインターネット等の通信ネットワーク及び電子技術を利用した各種情報提供サービス及び情報収集サービス
  - (7)スポーツ救護やアスリートの健康維持に関わるEC (電子商取引)サイト、その他各種ウェブサイトの企画、制作、販売、配信、運営及び管理
  - (8)スポーツ救護およびアスリートの健康維持に関する各種勉強会の開催、会員間の情報交換及び相互交流
  - (9)スポーツ救護に関わる資格認定のための養成講座、資格コースの企画、運営及び認定事業
  - (10)スポーツ救護およびアスリートの健康維持に関わるスクール、サロン等の経営及び開設指導
  - (11)その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(入社)

- 第5条 当法人の目的に賛同し、入社したものを社員とする。
- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。 (経費等の負担)
- 第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。 (退社)
- 第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、 又は社員としての義務に違反するなどの除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及 び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総 会の決議により、その社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

- 第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
  - (1)退社したとき。
  - (2)死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
  - (3)1年以上会費を滞納したとき。
  - (4)除名されたとき。
  - (5)総社員の同意があったとき。

#### 第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(決議の方法)

- 第12条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議 決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 社員の除名
  - (2) 定款の変更
  - (3) 解散
  - (4) 理事の解任
  - (5) その他法令で定められた事項

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該 社員総会において、議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び 出席した理事がこれに署名又は記名押印又は電子署名を行う。

## 第4章 役員

(役員)

- 第16条 当法人には、理事1名以上を置く。
- 2 理事が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表理事とし、1名の時は当該理事を代表理事とする。

(選任)

第17条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるとき

- は、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

- 第18条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 社員総会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。
- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第20条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、解任の決議は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第21条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第22条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。 (事業計画及び収支予算)

第23条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

### 第6章 附則

(最初の事業年度)

- 第24条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和4年12月31日までとする。 (設立時社員の氏名及び住所)
- 第25条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所 大阪府大阪市天王寺区北河堀町 4 番 7-502 号

設立時社員 古家信介

住所 兵庫県神戸市東灘区向洋町中5丁目6番地の1 224号

設立時社員 小泉 勇佑

(設立時の役員)

第26条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

住所 大阪府大阪市天王寺区北河堀町 4 番 7-502 号

設立時理事 古家信介

住所 兵庫県神戸市東灘区向洋町中5丁目6番地の1 224号

設立時理事 小泉 勇佑

(設立時の代表理事)

第27条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 大阪府大阪市天王寺区北河堀町 4 番 7-502 号 設立時代表理事 古家 信介

(法令の準拠)

第28条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本アスリートライフサポート協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士中本友哉は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和4年3月1日

設立時社員 古家信介

設立時社員 小泉 勇佑

上記設立時社員の定款作成代理人 司法書士 中 本 友 哉